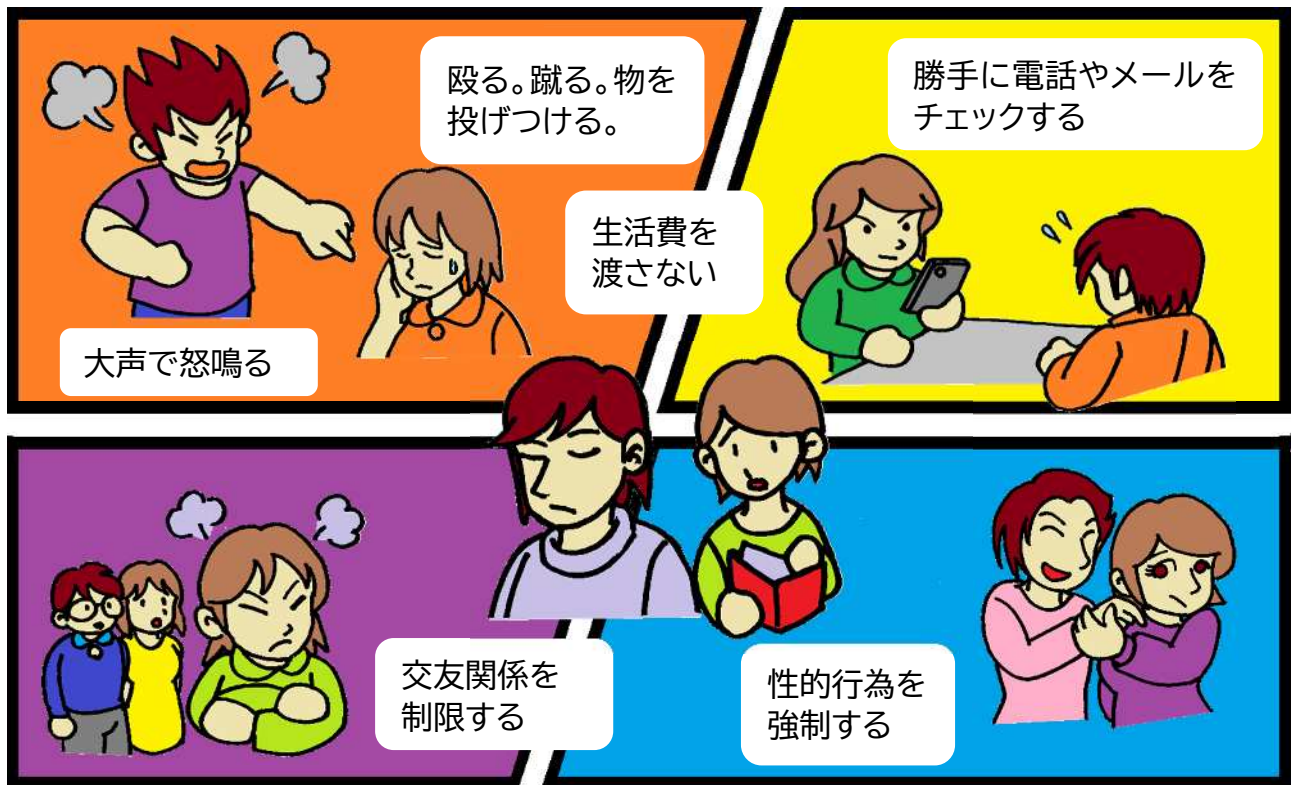


それ、DVですよ！

パートナーからの暴力に悩んでいませんか？



恋人や配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象です。

※ DVとは、英語の「domestic violence(ドメスティック・バイオレンス)」を略したもので、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定されました。

「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まないで相談窓口へ！

内閣府 DV相談ナビ

#8008

法務省 女性の人権ホットライン

0570-070-810

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

愛知県 男性DV被害者ホットライン

080-1555-3055

毎週土曜日 午後1時から午後4時まで(※第5土曜日、祝日、年末年始は実施しません。)